

- 1 会議名 全員協議会
- 2 日時 平成27年5月27日（水）
午前11時～午前11時46分
- 3 場所 第2委員会室
- 4 出席議員 全議員
- 5 説明員 総務部長、市民部長、健康福祉部長、建設部長
消防長、教育こども未来部長、行政課長
税務課長、同主査
- 6 事務局出席者 議会事務局長、同主査、同主事
- 7 議長あいさつ
- 8 総務部長あいさつ
- 10 報告事項
- (1) 6月定例会に提出予定の議案について
各部長から議案について順次説明
- (2) その他
固定資産税・都市計画税の課税誤りの経過報告について
税務課長説明

問 是非は別として以前であれば、市の徴税業務にかかわる信用を失うことが発生した場合、減給処分をしたことがあったが、懲戒審査委員会にかけられず責任の所在も明確でないと思う。罰することが目的でなく職場の規律において一線を引くべきでないかと思う。規定も国で定められている範囲内で留めて今回は問題視されていない。今後における庁内規律はどのように取り組むのか。

答 従来、法律に違反した行為は懲罰の対象としています。日常的な業務の誤りについて、市長まで報告されます。その点において懲戒審査委員会に諮ることは、大きな案件について、懲戒審査の該当となりますが、私の記憶では今までになかったと思います。

近隣を調べたところ小牧市で定められています。ミスについて報告されますので、庁内の周知、再発防止について、庁議でも報告しています。ほかの部署でも間違いをしないようにしておりますが、起こった事案の程度によって、信用失墜行為の影響が大きなものは、懲戒審査委員会にかけるかどうか整理していきたいと思っております。口頭注意も含めて懲戒審査委員会にかけて処分するのか、かけずに口頭注意するのかどうか整理した

いと思います。

(意見) 国の規定に準じて行おうと聞いたが、実損にかかわると思う。徴税業務の信頼性においてミスが続いているので、今後の課題として考えてほしい。

問 新聞社に提供した原稿を確認できないか。

答 後程用意します。

(意見) 業務遂行上気をつけてもミスは避けられない。発覚した際に誠意をもって対応すべきであり、実際に該当者に会って経過を説明して謝罪することである。ミスは業務の上で避けられないが、処分をすることで職員が委縮することもあり、按配も加味しながら、国の指針を参考にして慎重に取り扱うべきである。処分を行うことで、処分権の乱用になりかねない。

答 職員が故意に間違えた場合はいけません。一生懸命仕事をする中で間違いは大小問わずありますので、すべて処分の対象にするのであれば、職員が委縮します。内容によって指導すべきことは指導し、慎重に対応したいと思います。

1 1 協議事項

なし

1 2 その他

議長からの報告

(1) 全員協議会での資料の事前配布について

協議会前日の午前9時までに議会事務局へ提出できるものは提出し、午前11時までに議員配布できるよう申し入れしたい。

(2) ふれあいトークの申し入れについて

日程等の調整は議会基本条例推進協議会で対応したい。

(3) やんちゃね★からの各議員へのインタビュー申し出について

できる限り協力したいが、放映内容等の現状がわからないので、今後担当委員会と調整するか、議員個人へ申し入れにするか明確でない状況である。

(3) 6月2日のセミナーについて

議員の参加をお願いしたい。